

部活動を目的とした就学校の変更はできません

教育委員会では、居住地に応じて児童生徒が就学する小学校・中学校・義務教育学校を指定しています。

一定の条件のもと、指定校の変更（豊中市内での校区外通学）、区域外就学（豊中市外からの校区外通学）を認めていますが、特定の部活動に在籍するために、指定した通学区域以外から通学することは認めていません。

虚偽の住民登録は、住民基本台帳法違反になりますので行わないでください。

（虚偽の住民登録の例）

- ・ 居住しないのに通学区域内のマンション等の部屋や住宅だけを借りて住民登録をする。
- ・ 通学区域内の友人宅や親戚宅等に同居しないのに同居人等として住民登録をする。
- ・ 通学区域内の住宅等にシェアハウスと称して、実際には居住しないのに住民登録をする。

など

（問合せ先）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係

（豊中市役所 第一庁舎6階） TEL 06-6858-2553